

令和5年5月5日

保護者の皆様

バルセロナ日本人学校長 永 井 修
園長 吉 田 美 保

日本国内5類感染症移行後における本校の新型コロナウイルス感染症対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このことについて、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行にともない、文部科学省から通知があり、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が改定されました。

つきましては、本校においては、本通知を踏まえ、次の事項や衛生管理マニュアル、ガイドラインに留意して次の通り対応することといたしますので、よろしく願いいたします。

なお、現地の医療機関を受診した場合は、医療機関の指示に従っていただきますので、その内容を学校までお知らせ願います。

記

1 出席停止の基準について（令和5年5月8日以降）

園児児童生徒本人が感染した場合

以下の表のとおり

出席停止期間	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
園児児童 生徒本人 の感染が 判明した 場合		発症日の翌日 (無症状の場合は検体採取日の翌日)				
	発症	(症状あり) 発症後5日 かつ 症状軽快後1日経過まで				
	検体採取	(症状なし) 検体採取日から5日経過				

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。

※「発症した日」「検体を採取した日」の翌日を、「1日目」として数えます。

※同居家族が感染した場合でも、園児児童生徒本人についてはこれまで同様、自宅待機の必要はありません。したがって、直ちに出席停止の対象とはなりません。本人の状況に応じて判断いたします。

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

※上記に限らず、現地の医療機関より出席停止に係る指示があった場合は、そちらを優先しますので、指示の内容を学校までお知らせ願います。

※市販の簡易検査キット(検体採取)についても、引き続き判断基準として使用することができます。

2 その他

上記以外でご不明な点がございましたら、学校までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。